

認知症ケアの倫理

社会福祉法人麦の家
田中美保子

今日は、グループワークから
スタートです！

リーダーとして
一緒に考えたいこと、考えておきたいこと



資料は伏せて紙と鉛筆を準備してください

演習1 1：個人ワーク（5分）

下記の事例を読んで、拘束・抑制を考えた時
何が問題なのか？

言葉にして紙に書いてみてください。

事例



利用者Fさんは荷物をまとめて玄関に向かって「帰ります」と話し、歩かれることも見られはじめて来ていた。そんな状況になり始めた頃、職員Aさんはリーダーに以下の相談をしました。

「Fさんが荷物をまとめて玄関まで行ってしまう時対応が上手くできず悩んでいるんです。夜も眠らず、怒るし・・・」

「他の仕事が全然できないから、Fさんを隔離した方がいいのではないのでしょうか。」
「何か薬を処方してもらって落ち着いてもらえないのでしょうか。」

演習1 2：個人ワーク（5分）

皆さんは抑制がいけないことは知っている。なぜ？
いけないのかをきちんとわかるように、
リーダーとしてどのように伝えますか

事例



利用者Fさんは荷物をまとめて玄関に向かって「帰ります」と話し、歩かれることも見られはじめて来ていた。そんな状況になり始めた頃、職員Aさんはリーダーに以下の相談をしました。

「Fさんが荷物をまとめて玄関まで行ってしまう時対応が上手くできず悩んでいるんです。夜も眠らず、怒るし・・・」

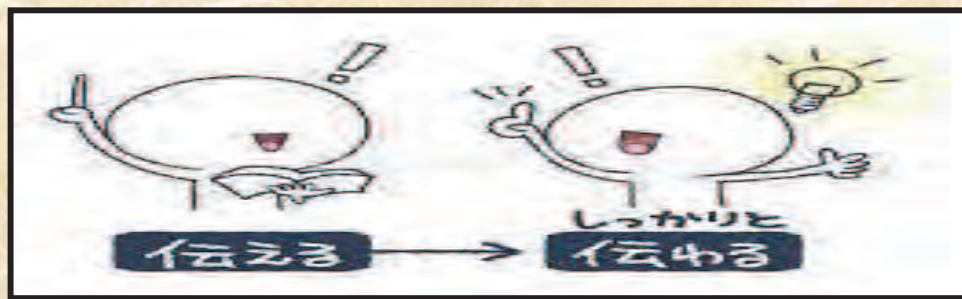
「他の仕事が全然できないから、Fさんを隔離した方がいいのではないのでしょうか。」
「何か薬を処方してもらって落ち着いてもらえないのでしょうか。」

演習1☞3：グループワーク（10分）

皆さんは抑制がいけないことは知っている。

なぜ？いけないのかをきちんとわかるように、

リーダーとしてどのように伝えますか。



リーダーとして
一緒に考えたいこと 考えておきたいこと

演習から考える倫理



◆ 演習から倫理を考える

■ 尊厳と身体拘束

原則として、拘束は尊厳に反する行為である場合が多く、どうしても必要であると適切に判断された場合にも、**出来るだけ**

「最小限の拘束」になるようにする配慮が必要である。「どうしても必要である」という判断をする場合にも、次の点に注意が必要。

- a) 拘束の必要性和限界について**専門知識と介護技術の研鑽**
- b) 拘束についての**適切な評価・検討**
- c) 拘束を使用しなければならない際に**留意する事**
- d) 定期的な**再評価**

*** カンファレンスを実施していくうえでもリーダーとして身につけておかなければいけない知識・技術・価値は本当にたくさんありますね。**

◆ 演習から倫理を考える

拘束に関する法律

- **憲法13条** **すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。**
- **憲法18条** **「何人もいかなる奴隷的拘束を受けない。」**
- **憲法31条** **「何人も法律が定める手続きによらなければ、その生命、若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」**
- **刑法220条** **「不法に人を逮捕し、又は監禁したものは三年以上七年以下の懲役に処する」**
- **介護保険法第87条** **「指定介護老人福祉施設はサービスの提供に当たっては当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。」**
- **例外** **「切迫性」「非代替性」「一時性」**

「代替案」を提案してください。

と言われたら・・・リーダーとして考えておきたい

事例



利用者Fさんは荷物をまとめて玄関に向かって「帰ります」と話し、歩かれることも見られはじめて来ていた。そんな状況になり始めた頃、職員Aさんはリーダーに以下の相談をしました。

「Fさんが荷物をまとめて玄関まで行ってしまう時対応が上手くできず悩んでいるんです。夜も眠らず、怒るし・・・」

「他の仕事が全然できないから、Fさんを隔離した方がいいのではないのでしょうか。」「何か薬を処方してもらって落ち着いてもらえないのでしょうか。」

身体拘束をするうえで知っておきたいこと

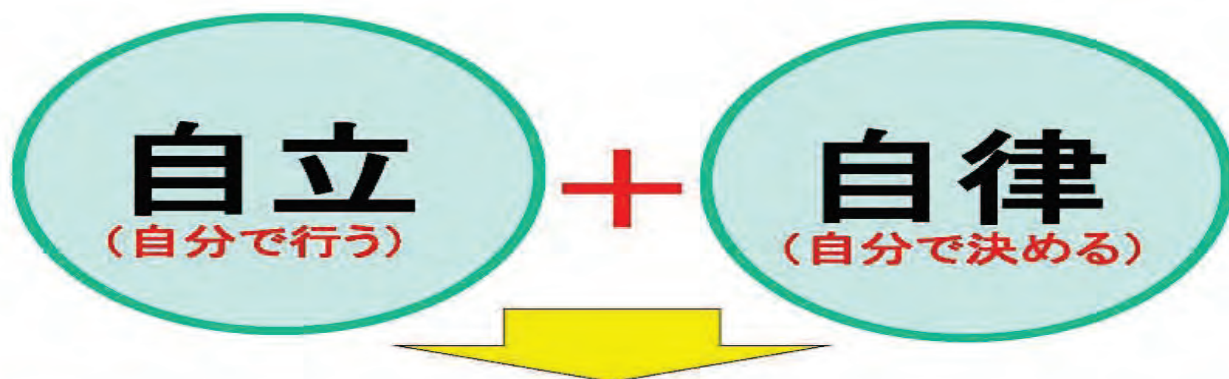
- ◎ 切迫性-利用者本人又は他の利用者の**生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと**を言います。身体拘束を検討する私達が切迫性の有無を判断する際には、身体拘束によって利用者本人に与える日常生活の悪影響としてどのようなものがあるか。身体拘束をしなかった場合に利用者本人に対するどのような生命身体の危険が生じるのか、その危険が生じる可能性がどの程度なのかといった事を協議し、その過程及び結果を記憶しておくことが重要です。
- ◎ 非代替性－**身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと**。身体拘束を検討する事業者が非代替性の有無を判断する際には複数のスタッフで身体拘束以外に代替的な介護方法がないことを確認・協議し、そのうえで最も制限の少ない拘束方法がどのようなものかという点についても十分協議して、その過程及び結果を記録しておくことが重要です。
- ◎ 一時性－**身体拘束その他の行動制限が一時的である事**を言います。身体拘束する事業者が一時性の有無を判断する際には、本人の状態からすればどの程度の時間拘束をすればよいのかという点を十分協議し、その過程を記録しておくことが重要です。

◆演習→倫理について考える◆

■尊厳に配慮する事

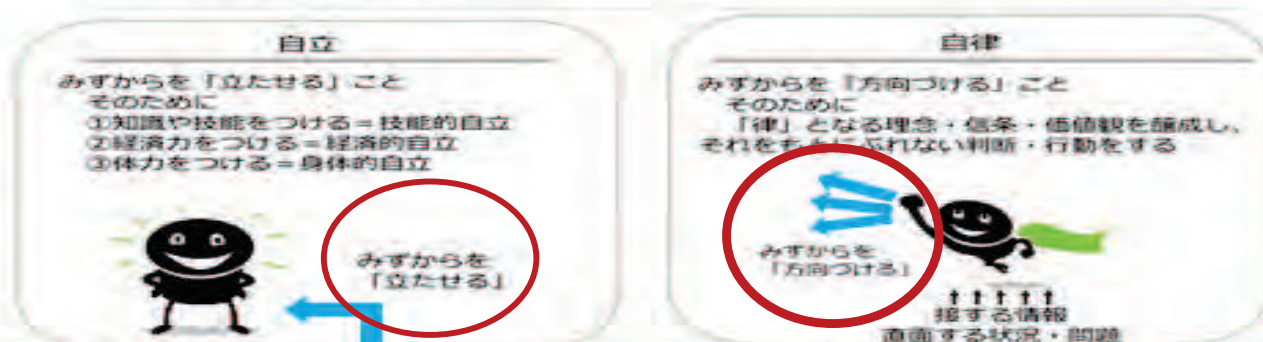
「**尊厳**は、人格に備わる絶対的な価値であり、尊厳を持つ者は、常に目的として尊重される」とされている。

介護の実践においては「**自律**」(自分のことは自分で決めること)を尊重し、「**自立**」を支援する事が尊厳に配慮する事になる。すなわち、高齢者を一人の“人”として尊重し、本人の意見や価値観に耳を傾け、快適な生活が送れるように支援する事である。



私らしい暮らし(人生)

自立と自律





リーダーとして
一緒に考えたいこと 考えておきたいこと

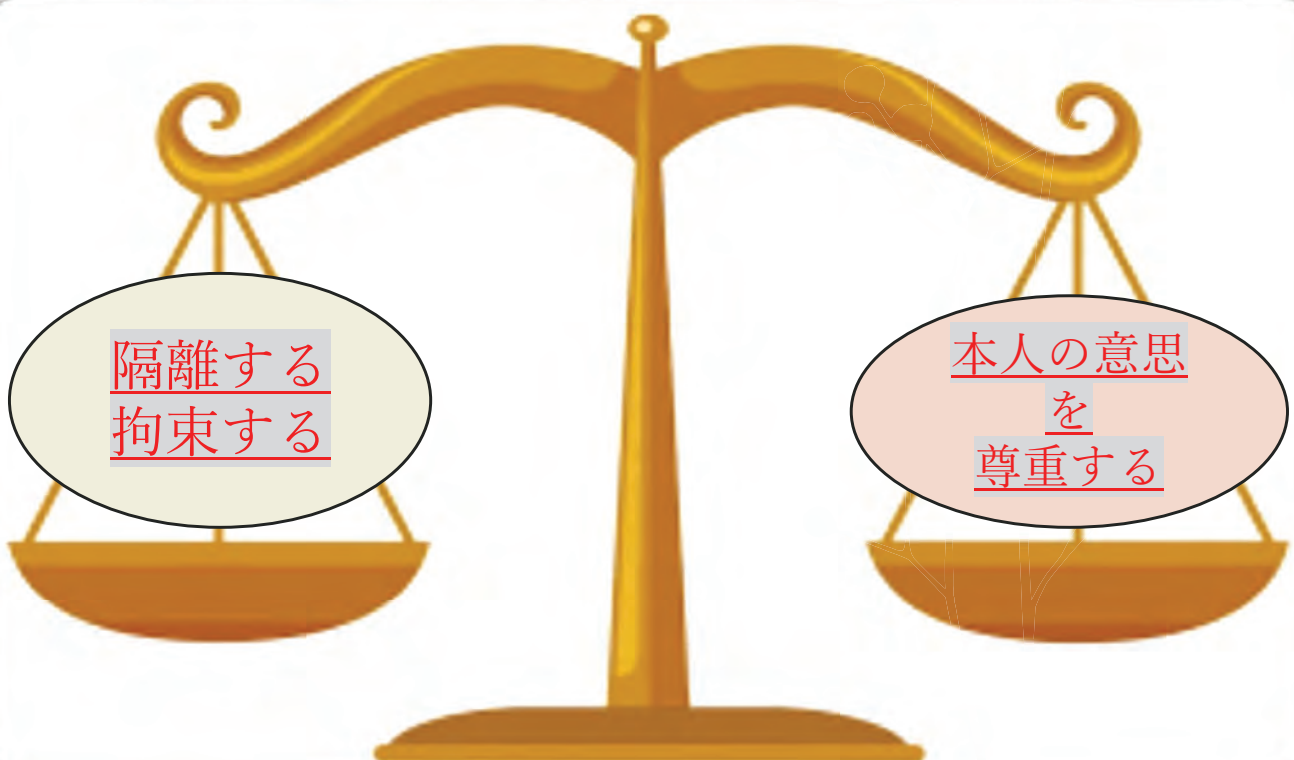
実践の中での 倫理的ジレンマを考える



先ほどの演習も状況の中でジレンマがあるはず。

『隔離する・拘束する』 VS 『本人の意思を尊重する』

2つの相反する意見。リーダーとしてどのように考え伝えますか？



● **皆さんが**
実践の中で倫理的ジレンマを
感じる時はどんな時。

5分間グループで話してみましょう。

倫理的気づきの重要性

要注意

専門技術と経験できちんと徘徊にも対応しているから大丈夫！

日常ケアの問題が倫理的問題であるとは気が付かなかった！

私達は毎日一生懸命これ以上できないくらい介護にあたっている！

毎日の介護で忙しくてじっくり考えた事が無かったかも知れない



倫理的問題であるのに「**気づき**」が
無い場面にしばしば遭遇しませんか？

価値・倫理の意味

実践上の判断や行動を**自らが自らに問い直し**、その時自らの方向を指し示してくれるもの、それが**専門価値**であり、**倫理原則**である。

実践の中で、自らが自らに問い続ける事それが専門価値であり、倫理原則である。これが専門職に求められる価値であり、倫理である。

専門価値と倫理原則

価値 (Values)	倫理原則 (Ethical principles)
1.人間の尊厳(Human Dignity)	全ての人間を、出自、人種、性別、年齢身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済的状況等の違いに関わらず、かけがえのない存在として尊重する。
2.社会正義 (Social Justice)	差別・貧困・抑圧・排除・暴力・環境破壊などのない自由・平等・共生に基づく社会正義の実現を目指す。
3.貢献 (Service)	人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。
4.誠実 (integrity)	本倫理綱領に対して常に誠実である。
5.専門力量(Competence)	専門的力量を発揮し、その専門性を高める。

社会福祉における考え方に関連した6つの倫理基準

- ①個別に扱いケアを行う
- ②非審判的な態度で接する
- ③自己決定を尊重する
- ④環境に配慮しながら適切なサービスやサポートを受けることができるように支援を行う
- ⑤秘密を保持する
- ⑥専門職としての説明責任を果たし、専門的な知識や技術を身に着け適切なケアやサービスを提供する。

●この6つの内の4つはバイスティックのケースワークの原則に基づいている。

倫理的ジレンマと倫理的気づきの必要性

P337～339

● 1) 倫理的ジレンマとは

日常ケアの現場で、私達は直感で「どうもおかしい」「しっくりこない」「意見にズレがある」「態度や接し方に一貫性がない」



これらの提供者の態度は必ずしも間違っているとは言えない部分があり、その人なりに何らかの根拠があったはずである。よく考えると、何か倫理的な問題があってそれと異なる考え方がある。

このように「どちらかが明らかに正しく、どちらかが間違っているとは言えない、或はどちらかが優位に立ち、どちらかが明らかに下位であるかを決めることが出来ない」といった

倫理的価値の対立を「倫理ジレンマ」とよぶ。

一見しただけでは「正しい」「間違っている」と判断する事が困難なため、しっかりと

立ち止まって考えなければならない。

直観による倫理からじっくり考える倫理へ

【3つの倫理的アプローチ方法】

①**直観的アプローチ**: 論理的思考のアプローチを経ずに、**直観的物事の良し悪しを瞬時に判断する事**を言います。経験豊かな人の直観は当たっていることも多くありますが、常に正しいとは言えません。

②**会話によるアプローチ**: **対話によって相手の考え方や願望を理解し**、妥当な結論を導き出すことに重きを置く方法。例えば、一般的な診療に於いて「薬は毎日飲んでますか」「今の説明で解りましたか」「なぜこの治療を拒否するのですか」など、尋ねる会話から始める方法。

③**分析的アプローチ**: まず、論点のリストを作成し、倫理的問題点(ジレンマ)を明らかにし、**論理的な分析**をしていくというバイオエシックスの領域をしばしば用いられる方法です。

微妙なジレンマを解決するために・・・

個人の道德観や直観だけでは難しく、倫理的判断では熟考と明確な判断とを重ね、ある行為の正当性を**論理的に説明する必要**がある。そして、常にコミュニケーションの重要性を意識し、信頼関係を築くことが大切です。



リーダーとして
一緒に考えたいこと 考えておきたいこと

意思決定・価値観



—日常ケアから考える『自己決定』

認知症の進行に伴って、残念ながら認知機能及び判断能力は低下してくる。しかし、認知症があるだけで「**自分では判断できないだろう**」と**先入観**や偏見を持って、本人の意思を無視して家族が何でも決めてしまう(**ワーカーが何でも決めてしまう**)のは自己決定権の侵害になる。なぜなら、認知症高齢者の意思能力は病期で異なり、**全ての自己決定が不可能と言うわけではないからである**。

医療やケアに関する「自己決定」の最大限の尊重とその限界について、そしてそれに伴う適切な「代理判断」の仕組みについて考えることは倫理的に重要である。

倫理4原則

1) 自律尊重原則 autonomy	他人の 自己決定を尊重 する。あるいは他人がよい自己決定ができるように支援する事。「 知る権利 」や「 選択する権利 」が中心。 インフォームドコンセントの権利及びプライバシーの権利(守秘義務)もこの原則に基づく。自律は自己決定ができる。自分の事は自分で決められるということ。
2) 善行原則 beneficence	恩恵原則ともいわれる。患者の 利益の為に「善を促進する」「害を防ぐ」「害を除去する」といった積極的な“善い行い” をすることが求められている。その“善い行い”とは専門家の視点ではなく、利用者の立場にたった“善”でなければならない。 これについてはお互いの“合意”が必要です。
3) 無危害原則 non-maleficence	侵害回避原則ともいわれる。善行原則とコインの裏表の関係にある。善行原則が善を促進する事を促していることに対して「 少なくとも害をなすな 」「 少なくとも害を避けよ 」という事を意味する。危害を避けることは恩恵を与えるよりも更に厳格な倫理的義務といえる。
4) 公正原則 justice	公平原則或は平等原則ともいわれる。 人々を公平・平等に扱う事 を要求している原則。本人の医療介護上の必要性和それによってもたらされる恩恵の大きさと程度、及び他の人がこうむる不利益の大きさや程度に応じて、医療資源や人的資源を割り振る必要がある。

意思決定を構成する要素 その1

本人の意思決定能力

意思表示が難しい場合の意思決定支援意思決定能力は、

- ①**理解力**: 意思決定に関連する情報と性質と目的を一般的な意味で理解していること。
- ②**認識力**: 意思決定に関する様々な選択肢の利益とリスクを比較すること。
- ③**倫理的思考**: 意思決定の行われる状況や意思決定の結果を認識していること。
- ④**選択の表明**: ある意思決定の結果を他者に伝達することが出来る事

意思決定が必要な場面

- 意思決定支援は
- 食事・衣服の選択・外出・排泄・整容・入浴など生活習慣に関する場面
- 余暇活動のプログラムを選択する場面
- 介護サービス等利用に関する選択決定場面
- 住宅や住まいの選択

生活や人生に大きな影響を与える選択や日常生活において**生活に関わる全ての場面**にあることがわかります。

意思決定支援のプロセス

● 意思形成支援

- ①本人が意思を形成するのに必要な情報が説明されているか。
- ②本人が理解できるように説明されているか。
- ③本人が理解している事実認識に誤りがないかの確認

● 意思表示支援

認知症の人は言語による意思表示が困難。身振り・手振り・表情の変化も意思表示としてくみ取る。意思表示がしにくくならないように支援者の態度・人的・物的環境の整備。時間をかけてコミュニケーションをとる。

● 意思実現支援

本人の能力を最大限に活用。日常生活・社会生活に反映する。多職種共同・社会資源の活用。本人の意思確認を最大限の努力で行っていきます。関係者で判断の根拠を明確しながらより制限のない生活への意向を原則として意思決定支援を進める。

意思決定支援時注意

- **バンドワゴン効果**：もともと多数派を便乗する概念。多数派に同調する傾向
- **確証バイアス**：自分の考えや仮説を支持する情報や証拠だけを集めたり、重視したりする傾向
- **後知恵バイアス**：出来事が起こった後や何か結果が生じたときに「こうなることは最初から分かっていた」「やっぱりこのような結果になった。」などと、その出来事や結果が前も持って予測可能だったと考える傾向
- **現状維持**：現状志向バイアスあることを変えるだけで、損する可能性よりも得をする可能性が高くなるとしても現状を維持しようとする傾向

私の大切な実践の場です。
皆さんも自分の実践の場を大切な人のように思い、
そして仲間と共に、ポジティブな視点を持って・・・😊

“実践”を通じて、仲間と考えられますように・・・

一人として同じ支援はないのですから

引用・参考文献

箕岡真子・稲葉一人：高齢者ケアにおける介護倫理（2015）

箕岡真子：認知症ケアの倫理（2010）

大谷佳子：対人援助のスキル図鑑（2022）

鶴若麻里・那須真弓：認知症ケアと日常倫理（2023）

認知症介護研修テキスト」実践リーダー編